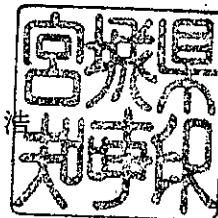


林振第410号

令和2年8月14日

宮城県個人情報保護審査会会长 殿

宮城県知事 村井嘉



個人情報のオンライン結合による提供の制限の例外事項について（諮問）

個人情報保護条例第9条第2項の規定により、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

1 事務の名称等

宮城県森林クラウドシステムの構築

2 担当課（室）所

水産林政部林業振興課

3 取り扱う個人情報の内容等

別紙3のとおり

4 関係書類

（1）様式1 市町村へのオンライン結合による個人情報の提供に関する概要書

（2）別紙1 システム全体構成図

（3）別紙2 宮城県森林クラウドシステム導入前後のデータフロー

（4）別紙3 市町村に提供する個人情報の類型と提供理由

（5）別紙4及び4-2 森林経営管理制度について

（6）別紙5 森林クラウド標準仕様について

（7）別紙6 個人情報の提供を要する法令根拠

（8）様式2 オンライン結合基準の適合性

担当：水産林政部林業振興課  
地域林業振興班 野田  
電話：022-211-2914  
FAX：022-211-2919  
Mail:rinsint@pref.miyagi.lg.jp

# 様式1 市町村へのオンライン結合による個人情報の提供に関する概要書

## 1 システムの名称

宮城県森林クラウドシステム

## 2 オンライン結合による個人情報の提供先

県内各市町村

## 3 提供する個人情報の内容

別紙3のとおり

## 4 システム構築の概要

森林計画制度や森林経営管理制度をはじめとする森林・林業行政の効率的な推進のため、本県の森林情報を管理しているGISシステム「森林情報管理システム（以下、現行システム）」をクラウドシステムにリプレースし、県が保有する森林資源情報（森林簿や森林計画図など、県が保有する森林に関する情報のこと）をオンライン結合により市町村等と共有するもの。

なお、共有する情報のうち個人情報の共有は、高いセキュリティを持つ総合行政ネットワーク（LGWAN回線）を利用した市町村のみとし、林業事業体等とはオンライン結合による個人情報の共有は行わない（システム構成の概要は別紙1及び別紙2のとおり。）。

また、森林GISのクラウド化は林野庁により示された「標準仕様」を基に平成29年度から全国で構築が始まり、既に14都道府県で導入・運用されており、導入した全ての都道府県でオンライン結合により市町村と個人情報が共有されている（別紙5）。

## 5 オンライン結合の必要性

平成31年4月1日から施行された森林経営管理法（平成30年法律第35号）では、市町村の責務として、その区域内に存する森林の経営管理が適切に行われるよう務めることが明記された。このため、市町村は、自らが保有する地番図などの情報と、都道府県が保有する森林簿や森林計画図等の森林資源情報を組み合わせた森林管理を行うこととなり、また、林野庁が定めた運用手引きにおいても、市町村は都道府県から提供された森林簿情報を基に、森林所有者の情報や森林施業の実施状況等の確認を求められることとなった（別紙4及び別紙4-2）。

一方、同法において、都道府県は市町村に対し、経営管理に必要な情報提供その他の援助を行うよう努めるものと明記されたところである（別紙6）。

現在、県では保有する森林資源情報について、毎年の調査結果等を反映して年約1万5千件に上る修正を行っており、市町村に対して年に一度、オフライン形式（電子媒体等）で情報を提供しているが、現行の手法では、修正した情報と修正時点での市町村が保有する情報に乖離が生じており、施業の重複や森林所有者の誤認など不適切な事務が発生する恐れがある。

今後、市町村による森林情報の正確な把握が進むことで、県の森林資源情報の修正件数の増加も必須となり、市町村との情報の乖離が一層拡大するため、法律の趣旨を踏まえた適切な事務の遂行に向け、双方の情報をリアルタイムで整合させるオンライン結合によるシステムの構築が必要となる。